

ごみ集積施設整備補助事業概要

1 補助の対象となる事業

(1) ごみ集積場所の区画整備

コンクリートブロック等による整備並びに、柵等による囲いなど。

(2) ステーションかごの設置

新たに設置されるステーションかごで、原則として市のモデル設備とします。

尚、モデル設備以外のものであっても補助の対象としますが、事前に構造や規格について協議をお願いします。

(3) 鳥獣防止用ネットの設置

新たに設置される鳥獣防止用ネット、または既に設置されていたものが破損して取替る場合に補助します。

(4) ごみステーションの修繕

ステーションかごのペンキ塗装、または鳥獣防止用ネットの破れの補修などをされる場合に補助します。

2 補助金の額

5万円を限度としてごみ集積施設整備に要する経費（消費税含む）の3分の2を補助します。

3 補助金の申請、並びに請求の方法

別紙「ごみ集積施設整備補助金交付フローシート」に基づき申請並びに請求の手続きをしてください。

補助金の交付を申請することが出来るのは、三田市内の区長・自治会長等からの申請分のみで、建設業者等が分譲住宅地を開発する場合や、マンション等の新規建設に伴い建設業者が整備する場合などの事業者負担がある場合は補助の対象外となります。

補助金の支払いはごみ集積施設の整備が完了し、申請者がその整備に要した費用全額を施工業者に支払い、三田市に対し補助金の請求を行った後、指定の口座に振り込みいたします。（現金での支払いは出来ません）

なお、補助金の請求されたにもかかわらず審査の結果ごみ集積施設整備補助金交付要綱第7条に抵触すると判断されるものには補助金は支払われません。

4 ステーション表示板

ごみステーションに正しくごみを出していただくための注意事項や収集日を記載した表示板は無料提供しますので担当者までご連絡ください。

5 問合せ先

〒669-1507

三田市香下1676番地

三田市クリーンセンター TEL 563-5551